

「産業構造審議会・地球環境小委員会中間取りまとめ」に対する意見

1. 氏名 早川光俊

2. 連絡先

・住所：540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10-470 号室

・TEL:06-6910-6301

・FAX:06-6910-6302

・電子メールアドレス：office@casa.bnet.jp

3. 職業（会社名、団体名、役職等）

特定非営利活動法人・地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）・専務理事

4. 意見

全体に対して

- ・ 「中間とりまとめ」では、IPCC 報告やこれまでの条約交渉で繰り返し確認されてきた 温室効果ガスの大幅な排出削減と温暖化対策の早期実施の必要性、先進国の温暖化対策への責任及び率先実行という原則が抜け落ちており、日本政府として真摯に温暖化対策へ取り組む意志が感じられない。
- ・ 京都議定書は大幅な排出削減を実施するための重要な一歩であり、温室効果ガスの主要な排出国であり、京都議定書に合意した COP3 の議長国である日本こそが、「6%削減」を国内対策で達成することが求められている。しかし、「中間とりまとめ」では、削減目標の達成を、京都メカニズムなどに安易に依存し、まず国内対策で削減するための抜本的な政策と措置を実施しようという姿勢に欠けている。
- ・ 「中間とりまとめ」で提示された施策は、地球温暖化防止行動計画（1990 年）以来、繰り返し批判されてきている「メニューの提示」にとどまっており、施策間のリンクや履行確保措置がほとんど盛り込まれておらず、これでは地球温暖化対策推進大綱の目標すら達成できないことは明らかである。大綱の目標が全体として、また大綱に掲げられた個々の対策が現時点でどうか、2010 年にはどうかを、根拠を明らかにして評価すべきである。また不十分な場合は追加対策とその対策を担保出来る政策を提案すべきであるのに、こうした視点が欠落している。
- ・ 以上の点を踏まえて、「中間とりまとめ」は全面的に書き直すべきである。

個別への意見

(1) 京都議定書の採択から今日に至るまで(p.1)

<意見>

- ・ 米国の京都議定書離脱について、「米国自身はその交渉に参加し、合意して策定された京都議定書の交渉から、一方的に離脱するのは国際社会での信義の上からも、世界の市民や将来の世代に対する現世代の責務の観点からも極めて問題である」という文言を書き加えるべきである。

<理由>

- ・ 米国のこのような行為は、地球規模の環境問題のような多国間の交渉を必要とする

問題での国際交渉を危うくするものであり、フリーライダー国家や国際的信義に反する行動をとる国家に対して、言うべき事は言うという姿勢が必要である。

(3) 総合資源エネルギー調査会における 2030 年のエネルギー需給見通し (p.4)

<意見>

- ・ 地球温暖化問題は中長期的な視点で解決していくべき課題ではあるが、IPCC 報告が述べるように早期に対策を実施しなければならない課題でもある。したがって、「地球温暖化問題は中長期的な視点で解決していくべき課題であり、対策を早期に実施すべき課題でもある」と書き直すべきである。

<理由>

- ・ 中長期的な視点だけでは、温暖化防止を実現することが困難であり、早期対策も合わせて考えるべきである。

2. 地球温暖化対策に関する国際動向 (p.9)

<意見>

- ・ 「全ての国が温室効果ガスの削減に努めること」は論を待たないが、問題は温暖化問題の責任という観点から、「共通だが差異ある責任」の原則が条約でも京都議定書でも確認されており、「『共通だが差異ある責任』の原則に従って、先進国が温暖化対策を率先実行しなければならない」という文言を書き加えるべきである。

<理由>

- ・ この文章のままでは、10 年以上の条約交渉での合意が反故にされており、先進国の責任と率先実行を明確に書くべきである。

3) 各国の温暖化対策の最近の動向 (b)米国 (p.14)

<意見>

- ・ 米国の自主的取組の最大の問題は、排出総量が大幅に増加することであり、「しかしながら、排出総量は 30% 以上も増加し、京都議定書の目標を大幅に超過するという問題がある」と書き加えるべきである。

<理由>

- ・ この文章のままでは、米国政策の問題点が全く示されていない。

(4) 大綱における各種対策、温室効果ガス排出量の評価手法

1) 「各種対策の評価手法」について (p.21)

<意見>

- ・ 対策の効果への評価は、京都議定書の排出総量削減という目標を鑑みれば、温室効果ガスの排出量(絶対量目標)をもって行うべきである。原単位の改善は相対量目標であって、京都議定書の数値目標とは整合性を持っておらず、あくまでも参考指標という位置づけにすべきである。また、個々の対策について CO2 総量で達成見通しを定量的に示すべきである。

- ・ したがって、以下のように書き直すべきである。

「対策の効果、あるいは対策の下での各主体の排出削減に向けた努力を評価する際には、京都議定書の排出総量削減と整合性を持たせるために、温室効果ガスの排出量を持って行うべきである。原単位の改善は相対的指標であることから、参考指標にすべきである。更に、個々の対策についてCO2総量で達成見通しを定量的に示すことが必要である。・・・」

<理由>

- ・ 現状を見れば、原単位の改善が進んだとしても、排出総量が増加している部門、業界が多く、京都議定書の削減目標とは整合性を持たない。形式上は対策が進んでいるように見えるが、実質的にはほとんど進展しないケースが多数想定されることから原単位の改善だけで対策の効果を評価することは避けるべきである。
- ・ 個々の対策については、大綱では対策量（総量）が示され、その達成度が求められている。点検では当然その達成度について点検し、不足するものやそもそも無理があるものは対策を見直すと共に、それを担保出来るよう政策措置を見直すことが常識的には求められる。しかし、産構審は総量点検を一切行っていない。需給部会は個々の対策に関してエネルギー量でしか示していない。

2) 温室効果ガスの排出量の評価手法 (p.22)

<意見>

- ・ 排出量の評価にあたって、透明性・合理性のある根拠を示すのは当然のことである。評価に用いた前提やデータは原則全て公開とすべきである。また、ほとんど情報が開示されていない業界や企業に環境情報を作成し公表することを義務化すべきである。
- ・ 個々の対策について大綱制定時に想定した原単位(対策未実施と対策後)と活動量を明らかにし、現状、2010年見通しの想定を明らかにして比較し、対策達成の可否根拠を明らかにすべきである。進捗点検の段になって対策を行わない場合との比較のみ出しても対策の点検にならない。

<理由>

- ・ これまでの長期エネルギー需給見通しや地球温暖化対策推進大綱は、その評価や試算の前提条件がほとんど明らかにされずに策定されてきた。日本のエネルギー・温暖化防止政策の基幹的な政策が、第三者による試算や検証が行えないのは、非民主的と言わざるを得ない。
- ・ 原単位と活動量に分解して点検を行う際には、大綱制定時に想定した原単位(対策未実施と対策後)と活動量と、現在の原単位と活動量を比較することが必要である。それには大綱制定時に想定した原単位(対策未実施と対策後)と活動量、その根拠を国民の前に明らかにすべきである。需給部会でその一部を明らかにしているとしても需給部会は個々の対策に関してはエネルギー量でしか示しておらず、CO2排出量については対策制定当時の根拠も、2010年見通しについても、なんら示していない。

(5) 「各種対策の評価」

1) 需要部門における対策の評価

【全部門について】(p.23-42)

<意見>

- ・ 原単位に基づく評価が書かれているが、肝心の2010年での排出量や基準年比の総量変化が全く書かれておらず、これらを書き加えて「各種対策の評価」とすべきである。
- ・ 「対策を講じない場合」とは、対策が一切進展しないケースを想定しているのか、それとも一定の技術進歩を見込んでいるのか、想定条件を明らかにすべきである。
- ・ 個々の対策についてCO2総量で達成見通しを定量的に示すべきである。
- ・ p.23に試算結果の出典が書かれているが、これらの報告書は算定根拠を十分に示さずに数値を示しているものが多く、「各種対策の評価」を適切に行えない。したがって、評価の方法から再検討すべきである。

- 1 「産業部門」(p.23-25)

<意見>

- ・ 原単位指標は、原則として物的な生産量に基づいて算定すべきである。すなわち、鉄鋼業は粗鋼生産量、セメント業はセメント生産量に当たりのエネルギー消費量とすべきである。
- ・ 「日本経団連環境自主行動計画により、2010年度における産業活動(IIP)当たりのエネルギー消費量が9.3%改善する」とあるが、IIP当たりエネルギー消費量は、不況の影響などで近年は悪化傾向にあり、2010年に大幅に改善されるのは何故かの根拠を示すべきである。また、1990年以降工場での温暖化対策がほとんど進展していない現状を見れば、この数値は過大評価か恣意的な評価といわざるを得ない。
- ・ 産業部門に関し、需給部会がエネルギー量で未達成と評価した対策について、CO2排出量で評価し達成未達成の見通しを示すとともにその根拠を示し、未達成のものは進捗不十分で強化が必要なものとすべきである。自主計画はエネルギー量ベースでは「達成不可能」と評価されているはずである。
- ・ 経団連自主行動計画は2010年のCO2排出目標を1990年比0%としているが(エネルギー転換部門を合わせて)、大綱の産業部門の目標は7%削減である。目標間の乖離はかなり大きい。整合性をどのように考えたのか明確に説明すべきである。
- ・ 自主行動計画では4つの指標が用いられているが、性質の異なる指標からどのように産業部門全体のエネルギー消費量を算出したのか、根拠を示すべきである。

<理由>

- ・ 示された数値の算出根拠が全く示されておらず、全て明らかにすべきである。
- ・ 自主行動計画 大綱目標2010万KL、需給部会見通し1920万KL(レファレンス、現行対策推進、追加対策の各ケースとも同じ)と評価している。CO2でも未達成かを理由と共に明らかにし、未達成なら進捗不十分で強化の対象とすべきである。

2 代替フロン等3ガス(p28-35)

<意見>

- ・ 「排出抑制対策は極めて顕著な成果」を挙げているのは代替品導入と3ガス回収の初期対策の効果であるが、そもそも数値目標を増加目標に設定したことで効果が過大評価されている。
- ・ 評価のベースを野放し状態であった過去との比較に置くのではなく、HFC等では代替を徹底した場合に置くべき（例えばエアゾールなどは排出ゼロが基本）、PFCとSF6でも漏洩防止のトップランナー技術をベースに置くべきである。

<理由>

- ・ 「顕著な成果」は現状から見れば過大評価である。
- ・ HFCについてはフロン系物質を使わずにすむ代替品が多いにも関わらず、あえて強力な温室効果ガスを使い続ける現状について、過去の野放しの状況よりいくらかましということで免罪符を与えるのはいかなるものか。評価のベースを過去との比較に置くのではなく、代替を徹底した場合に置くべき（例えばエアゾールなどは排出ゼロが基本）である。
- ・ PFC、SF6について、ガス回収装置（密閉系洗浄ラインの導入や半導体液晶製造での除害装置の設置と稼働）をつけずにいる生産設備を放置して、以前より改善されたと評価するのは問題である。漏洩防止のトップランナー技術をベースに置くべきである。

「民生部門（家庭部門・業務部門）」(p.28-35)

<意見>

- ・ 「対象機器は、着実にトップランナー基準を達成」していると評価されているが、テレビのように規制対象外の機種が多く、過大評価といわざるを得ない。
- ・ 住宅の省エネルギー性能係数とは物的な指標なのか詳細に説明すべきである。また、欧米諸国に比べてどの程度の水準なのかも明らかにすべきである。
- ・ 民生部門に関し、需給部会がエネルギー量で未達成と評価した対策について、CO2排出量で評価し達成未達成の見通しを示すとともにその根拠を示し、未達成のものは進捗不十分で強化が必要なものとすべきである。民生では、大きな対策量を掲げられている機器の効率改善、建築物の省エネ性能改善はいずれもエネルギー量ベースでは「達成不可能」と評価されているはずである。
- ・ 民生部門では機器と住宅・建築物のトップランナー効率のものの普及のためにあらゆる手段をつくすべきである。

<理由>

- ・ 数値の根拠が十分に示されておらず、数値の評価自体困難である。
- ・ 需給部会は、トップランナーや建物の省エネ性能向上について、大綱目標と需給部会見通し（現行対策推進）を評価しているが、CO2でも未達成かを理由と共に明らかにし、未達成なら進捗不十分で強化の対象とすべきである。
- ・ 家庭では、住宅や機器の効率が改善されなければ対策としてとれるものは限られている。しかるに現状では省エネ基準を満たさない住宅が次々に売られ、また機器は適用除外品目が売られ、家庭の原単位の悪化を促進している。

「運輸部門」(p.36-37)

<意見>

- ・ トップランナー基準による自動車の燃費改善はモード燃費と実燃費と大きく数字が異なっており、実態から見た評価を行うべきである。
- ・ 交通システムに係わる省エネルギー対策は、「一定の前提の下に推計」と書かれているが、「前提」の全て明らかにすべきである。
- ・ 運輸部門に関し、需給部会がエネルギー量で未達成と評価した対策について、CO2排出量で評価し達成未達成の見通しを示すとともにその根拠を示し、未達成のものは進捗不十分で強化が必要なものとすべきである。

<理由>

- ・ 算定根拠が不明確である。
- ・ クリーンエネルギー自動車 大綱目標130万KL、需給部会見通し60万KL(現行対策推進)と評価しているが、CO2でも未達成かを理由と共に明らかにし、未達成なら進捗不十分で強化の対象とすべきである。

「革新的温暖化対策技術」について(p.38-40)

<意見>

- ・ 原単位改善効果を部門毎に示しているが、これらの数値の算定根拠を明らかにすべきである。また、開発・導入コストを明らかにすべきである。
- ・ 革新的技術には、CO2固定化技術など環境への悪影響が指摘されるものが多く、どのような問題点・課題があるのかも明記すべきである。

<理由>

- ・ 試算根拠が一切不明である。

国民各界各層による温暖化防止活動(p.41)

<意見>

- ・ 国民の努力はその効果の算定が不可能なことは明白であり、大綱の目標数値から外すように書き加えるべきである。

<理由>

- ・ 中環審も産構審も算定が困難と認めている。

(7) 温室効果ガス排出量の見通し

1) 評価の総括(p.46-47)

<意見>

- ・ 産業部門でのCO2排出削減は、鉄鋼やセメントの生産量の減少が大きな要因であり、経団連環境自主行動計画の効果はほとんど認められない。
- ・ すべの部門で政策と措置がどの程度進展するのかが十分に検討されておらず、「評価の総括」となっていない。
- ・ 革新的温暖化対策技術について、「技術開発が計画通り成功し製品化・市場導入され

ることを前提」と書かれているが、わずか6年後の見通しとしては不確実性が高い。したがって、市場導入が確実視されるものだけを試算に用いるべきである。

<理由>

- ・ 一面的で不十分な評価が多く、評価の総括というタイトルから内容がかけ離れている。

4. 今後の国内温室効果ガスの排出抑制・削減のための対策の方向性

(1) 基本的考え方

2)(p.49)

<意見>

- ・ 地球温暖化問題は中長期的な視点で解決していくべき課題ではあるが、IPCC 報告が述べるように早期に対策を実施しなければならない課題でもある。また、温暖化問題の責任は先進国にあることは条約交渉で何度も確認されてきた事項である。そのような観点で京都議定書が策定されたのであり、短期的局地的視野でまず第一歩の温暖化対策を実施すべきである。

<理由>

- ・ 中長期的な視点だけでは、温暖化防止を実現することが困難であり、早期対策も合わせて考えるべきである。
- ・ 中長期の削減は、早期の対策が確実に実施されてはじめて成り立つものであることを想起すべきである。

5)(p.50)

<意見>

- ・ 「環境と経済の両立」は、環境保全を前提とした経済発展と理解すべきであり、経済成長を前提とすべきではない。このことは、我が国の公害経験から明らかであり、「経済調和論」が環境問題の予防原則と両立しないことを想起しなければならない。
- ・ 国際競争力の確保に当たっては、産業が今後も対策を促進してエネルギーコストの削減を図っていくことを前提とすべきで、対策を怠る企業がコスト増になるのを保護するのは筋違いである。

<理由>

- ・ 既存の産業保護のために、環境保全や国民経済を犠牲にすることは到底認められない。政府は、オールドエコノミーから脱却してニューエコノミー（環境保全を前提とした経済社会）の実現に向けて政策を立案すべきである。
- ・ 世界的に対策強化が求められる中で、今後生産過程での排出削減、製品使用時の排出削減が今まで以上に求められ、それを実現した企業が得になる政策が導入されることになる。対策に背を向ける企業が今後悪影響を受けるのは当然のことであるし、企業に対策を促すために政策強化が日本でも不可欠である。それは自主計画任せのぬるま湯のような政策よりも企業のイノベーションを促し、国際競争力を強化するものとなる。
- ・ 対策を行わないことが競争力を最高に保つことだとする一部産業界の意見には根拠

がない。

(p.50-51)

< 意見 >

- ・ 「CO2の排出がより少ないエネルギー」に原子力発電を含めるべきではない。美浜原発の事故や東海村の臨界事故など死者を出す大惨事となった事故が相次いでおり、原子力発電所の建設は国民世論的にも極めて困難となっている状況を直視すべきである。
- ・ 国際交渉でも、京都メカニズムに原子力発電を入れることは「控える」ことになっている。
- ・ 「国民の意思に反して経済活動量を制限したり、国民生活水準を抑制するような対策は選択すべきではない」と書かれているが、「国民」とは誰を指し、「国民生活水準を抑制」とはどのような状態なのかを明らかにすべきである。いずれにせよ、温暖化防止社会とは、生活の豊かさを実現できる社会であり、物的な経済活動量の減少と必ずしも一致しないことは多くの研究から明らかである。ここでの結論はあまりにも抽象的であり、根拠のない一般論にすぎない。これらの文言は削除すべきである。

< 理由 >

- ・ 原子力発電は持続可能とは言えず、事故や不祥事が続いたことにより大多数の国民が反対しており、政府は脱原発社会を目指すべきである。
- ・ 経済活動や生活水準の議論は極めて重要であるが、抽象論の域を出ていない。温暖化防止社会は物的な経済活動量の減少とは必ずしも相関関係がなく、新たな経済社会を描くべきである。

(p.51)

< 意見 >

- ・ 抽象論を述べているだけであり、どのような産業を念頭に置いているのか具体的に示すべきである。
- ・ 温暖化防止の政策が必ずしも一国のマクロ経済に悪影響をもたらさないことは世界的に多くの研究がある。ここで描かれている議論が日本経済に対してどのような影響をもたらすのか具体的に示すべきである。

< 理由 >

- ・ 一部の既存の産業保護のために、環境保全や国民経済を犠牲にすることは到底認められない。

(p.51)

- ・ 数値目標の達成のために、京都メカニズムを無制限に利用できるかのように書かれているが、あくまでも国内政策に補完的でなければならないのは明白である。大綱に書かれている1.6%程度にとどめるべきである。

< 理由 >

- ・ 目標達成のために、京都メカニズムの利用に安易に依存すべきではなく、達成の不確実性を京都メカニズム利用で賄うとする安易な方法は取るべきではない。
- ・ 当初は痛みを伴っても、地球温暖化防止のためには近い将来、大幅な削減をしなければならぬことを考えるなら、安易に京都メカニズムに頼ることは後世に禍根を残ることになる。

6)(p.52)

<意見>

- ・ 対策の効果への評価は、京都議定書の排出総量削減という目標を鑑みれば、温室効果ガスの排出量(絶対量目標)をもって行うべきである。原単位の改善は相対量目標であって、京都議定書の数値目標とは整合性を持っておらず、あくまでも参考指標にすべきである。
- ・ したがって、以下のように書き直すべきである。
「対策の効果、あるいは対策の下での各主体の排出削減に向けた努力を評価する際には、京都議定書の排出総量削減と整合性を持たせるために、温室効果ガスの排出量を持って行うべきである。原単位の改善は相対的指標であることから、参考指標にすべきである。・・・」

<理由>

- ・ 現状を見れば、原単位の改善が進んだとしても、排出総量が増加している部門、業界が多く、京都議定書の削減目標とは整合性を持たない。形式上は対策が進んでいるように見えるが、実質的にはほとんど進展しないケースが多数想定されることから、原単位の改善だけで対策の効果を評価することはすべきでない。

(2)削減ポテンシャル(p.53-55)

<意見>

- ・ 個別技術の削減可能性を定量的に把握することは温暖化対策の現状分析・検討する上で極めて重要な手法である。
- ・ しかしながら、ここで示された削減ポテンシャルは、どのようなデータや手法で算出されたのが不明確であり、これらを明らかにすべきである。
- ・ 日本の技術データは極めて不完全な情報しか作成・公表されておらず、定量的な削減ポテンシャルを推定することは困難である。したがって、政府は技術情報データベースを構築し、第三者がアクセスできるようにすべきである。

<理由>

- ・ 削減ポテンシャルの情報や算出方法が不明確である。

(3)国民各層各主体の挑戦(p.56-59)

<意見>

- ・ 「産業界の挑戦」「業務部門における事業者の挑戦」「運輸部門における事業者の挑戦」の書かれている内容は、意識啓発ではなく、定量的な削減目標を掲げて着実に対策へ取り組むべき課題であり、「エネルギー起源のCO₂排出削減」で盛り込まれ

るべき内容である。このような実効性の疑わしい政策措置ではなく、履行確保措置を伴う政策に変更すべきである。

<理由>

- ・ 意識啓発のレベルの取組ではなく、一定の規制力を伴う政策に変更すべきである。

2) 電力業界の挑戦 (p.57)

<意見>

- ・ 「電力業者の挑戦」で書かれている原子力利用率の向上は削除すべきである。美浜原発での事故はコスト削減の追求の結果が原因と考えられ、今後老朽化した原発で、利用率向上のために安全点検をサボタージュすれば大惨事が頻発する可能性が高まる。
- ・ 化石燃料の利用は、天然ガスをベースとして、石油、石炭火力発電の順で利用すべきである。石炭火力発電の利用拡大は、CO2 排出増加につながることから、避けるべきである。
- ・ 京都メカニズムの利用は、大綱の目標とダブルカウントになる可能性があり、ここで盛り込むべき内容ではなく、削除すべきである。

<理由>

- ・ 安全性、CO2 排出削減、環境対策の観点から見て、いずれも不適切な内容である。

6) NPO、労働組合、マスメディアの挑戦 (p.59)

<意見>

- ・ NGO/NPO の役割は、国民意識の向上・情報提供のみならず、温暖化対策に関する政策提言などでも重要な役割を担っている。現在の政策決定プロセスでは、NGO など市民の意見を聴き、政策へ反映するシステムがない。我が国は、今回のようなパブリックコメントは形式的な民主主義手続きにすぎず、パブリック・インボルブメントを制度的に確立することが求められている。

<理由>

- ・ NGO/NPO の役割が極めて一面的な役割でしか捉えられていない。

7) 地方自治体の挑戦 (p.59)

<意見>

- ・ 民生部門や運輸部門の対策において地方自治体の役割は大きい。多くの地方自治体は行動計画を策定しているが、十分な財源と権限がないために、ほとんどが機能していない。その点を踏まえて、政府として財源と権限を保証することを明記すべきである。

<理由>

- ・ 地方自治体での対策はほとんど進展していない。

(4) 政府の役割

1) 今後の対策の検討の視点 (p.61)

< 意見 >

- ・ 国民への正しい情報提供と具体的な選択しだけでは、省エネ型製品の普及をはかることは困難である。例えば、太陽光発電のように技術が確立し、情報も行き渡っているにもかかわらず、十分に普及しないのはコストが高いことに他ならない。高価な製品や設備を普及するためには、初期段階で助成措置が不可欠である。政府の役割として、こうした助成制度の制度構築を盛り込むべきである。

< 理由 >

- ・ 情報提供と選択肢の提示だけでは政策としては極めて弱く、国民的な行動とは成り得ない。

2) 追加対策の具体的な方向性

【1】エネルギー需要・CO2 排出量が増大している民生・運輸部門への重点的な対策強化 (p.62-63)

< 意見 >

- ・ 民生・運輸部門での排出削減は、産業界による対策が大きな責任と役割を担うことを改めて確認する必要がある。生活者個人による対策はごくわずかな部分でしか実施できない。
- ・ 省エネ型製品、機器類の開発・販売を促進するために、炭素税導入を含めたエネルギー税制改革は十分検討されるべきである。
- ・ 住宅や建築物の省エネルギー性能を向上させるために、断熱基準の義務化や基準の強化が求められる。

< 理由 >

- ・ 産業界は民生部門や運輸部門の排出増加に自らの責任を転嫁するような主張がされるが、実は産業界の責任が極めて大きいことを改めて確認すべきである。
- ・ ここで書かれている追加対策は抽象的なメニューの提示にとどまっており、「具体的な方向性」は描かれていない。

【2】産業・エネルギー転換部門における残された削減ポテンシャルの顕在化
原子力の推進 (p.64)

< 意見 >

- ・ 美浜原発の事故や東海村の臨界事故など、もはや「安全・確保を大前提」は机上の空論にすぎない。また、経済性や放射性廃棄物の処理問題などからも、原子力発電は、不適切なエネルギー源であることが明らかになっており、原子力の推進は抜本的に見直される必要がある。
- ・ 以上の点から、原子力発電は地球温暖化対策と位置づけるべきではない。

< 理由 >

- ・ 原子力発電は、安全性、経済性、環境性の点から見て選択すべきではない。
- ・ 少なくとも、国民的な合意はなく、民主的議論を経て決定すべき課題である。

【3】国民各層各主体による国民運動の展開と適切なフォローアップ

統計整備と対策効果等に関する適切なフォローアップ(p.65)

<意見>

- ・ 企業からのエネルギー統計が開示されていないため、対策の進捗状況がほとんど把握されていない。環境報告書では、事業所毎の具体的な対策の状況が明らかにされておらず、単なる企業の宣伝にすぎないものが極めて多い。
- ・ 企業からエネルギー・温暖化問題に関する全ての情報を原則公開とすべきであり、それらのデータや情報を政府は公表すべきである。
- ・ エネルギー統計の簡素化に伴う混乱を收拾し、社会インフラとしての統計の連続性を確保するため、石油等消費構造統計を復活させ、統計の充実をはかるべきである。

<理由>

- ・ エネルギー統計の整備は極めて重要であるが、その構築に向けた具体的な施策や方法を示すべきである。
- ・ 石油等消費構造統計の廃止で中規模以下の機械関係製造業のエネルギーデータがとれなくなったのをはじめ、産業部門内でも化学工業などでデータの不連続が著しく、また産業部門と運輸部門のデータの一部が業務部門に紛れ込むなど、従来のエネルギー統計、CO2 排出統計がとれずに大混乱をきたし、目標達成の判断に支障の出るおそれすらある。

【4】その他

中長期的視点から見て抜本的な排出削減をもたらし得る技術・システムの実用化、あるいはインフラ整備を含めた都市構造の変革 (p.65)

<意見>

- ・ CO2 隔離固定化技術は実験段階の技術であり、その効果や影響がほとんど把握されていない。とりわけ、固定化による周辺環境への悪影響などが全く実証されていない。こうした点から中長期的視点からも技術開発をやめるべきである。
- ・ 中長期的な視点からはむしろ需要をいかに縮減するのかという観点から対策を検討すべきである。
- ・ 海中も陸中の炭素固定も、大気への再放出、漏洩がないことを証明することは不可能に近いことを明記すべきである。
- ・ また固定化により、どの程度 CO2 排出とエネルギー消費が増加するか、またそのコストなどの見通しを明らかにすべきである。

<理由>

- ・ CO2 隔離固定化技術は、温暖化対策に資さないことから技術開発に盛り込むべきではない。
- ・ 海中はもちろんのこと、陸中の炭素固定も、大気への再放出、漏洩がないことを証明することは不可能に近い。こうした技術的問題とコストについての検討結果が公開されるべきである。

3) 経済的手法について (p.66)

<意見>

- ・ 環境税の導入を含めたエネルギー税制改革は経済合理的手法であり、早急に検討を開始し、早期の導入を目指すべきである。

<理由>

- ・ 環境税(炭素税)は、部門横断的な政策として新規に導入が期待される政策の一つである。しかし、現行のエネルギー税制の歪みを放置したままでは、新しい税を導入してもその効果が軽減されると懸念される。したがって、まず原発や石炭火力発電への拠出をやめ、道路特定財源を廃止するなどの税の歪みを是正することが求められる。その上で、環境税の想起の導入が検討されるべきである。

5. 京都メカニズムの活用

(1) 基本的考え方(p.70)

<意見>

- ・ 京都メカニズムは、京都議定書において国内対策に補完的であると書かれており、その原則を確認すべきである。
- ・ 途上国の削減に対する協力が、あたかも京都メカニズムに限定されるような書き方は問題である。

<理由>

- ・ 途上国への協力は京都メカニズムだけではなく、条約や議定書のもとに設けられた3つの基金や、他のスキームに基づく資金技術移転がある。

(3) 活用規模(p.71)

<意見>

- ・ 京都メカニズムは国内対策に補完的でなければならず、無制限に利用できるかのような文章は不適切であり、削除すべきである。

<理由>

- ・ 国内対策優先の原則から逸脱する可能性がある。

6. 今後の課題(p.73-76)

<意見>

- ・ 「中間とりまとめ」では、IPCC 報告やこれまでの条約交渉で繰り返し確認されてきた 温室効果ガスの大幅な排出削減と温暖化対策の早期実施の必要性、先進国の温暖化対策への責任及び率先実行という原則が完全に抜け落ちており、政府として真摯に温暖化対策へ取り組む意志がないと言わざるを得ない。
- ・ 京都議定書は地球温暖化防止のための重要な一歩であり、温暖化問題への重大な責任を負う日本こそが「6%削減」を国内対策で達成することが求められている。しかし、「中間とりまとめ」では、安易に京都メカニズムなどへ目標達成を依存し、抜本的な国内対策を行う意志が全く感じられない。
- ・ 「中間とりまとめ」で提示された施策は、地球温暖化防止行動計画(1990年)以来、繰り返し批判されてきている「メニューの提示」ととどまっており、施策間の

リンクや履行確保措置がほとんど盛り込まれておらず、もはや地球温暖化対策推進大綱の目標すら達成できないことは誰の目から見ても明らかである。「追加対策」を再度検討し直し、履行確保措置を盛り込んで早急を実施すべきである。

<理由>

- ・ 内容が「今後の課題」となっていない。とりわけ、今後の政策の方向性、理念が書かれていないため、何を何のために施策を実施するのかが全く不明確である。
- ・ 「中間とりまとめ」では、温暖化対策が全く進まないことは明らかである。

(2) 中長期的な視点からの課題

2) 技術開発等中長期的な視点からの温暖化対策の方向性 (p.76)

<意見>

- ・ CO2 隔離固定化技術は実験段階の技術であり、その効果や影響がほとんど把握されていない。とりわけ、固定化による周辺環境への悪影響や CO2 の漏出などが全く実証されていない。こうした点から中長期的視点からも技術開発をやめるべきである。
- ・ 中長期的な視点からはむしろ需要をいかに縮減するのかという観点から対策を検討すべきである。

<理由>

- ・ CO2 隔離固定化技術は、温暖化対策に資さないことから技術開発に盛り込むべきではない。

以上